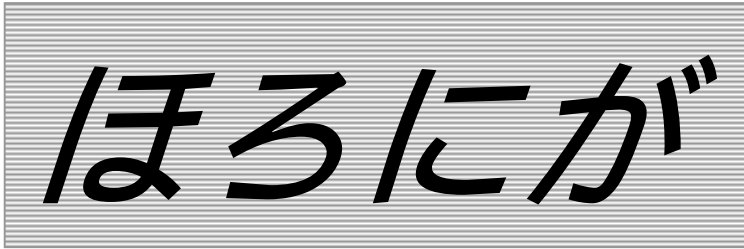


酒類ガイドライン遵守推進本部だより



平成 20 年 10 月 15 日  
全国卸売酒販組合中央会  
酒類ガイドライン遵守推進本部

## 「事故米不正転売」

委員 池田 正一郎

食の安全・安心、我々の業界には無縁と思っていた処、まさかの事故米事件！農薬やカビ毒で汚染された「汚染米」が全国で食用に不正流通し、問題が深刻化している。

農林水産省は、「健康への影響はほとんどない。」としているが、同問題で農林水産省の対応が食の安全に対する国民の不安を招いたとして、農林水産大臣と事務方トップの農林水産次官が辞任する事態にまで発展した。

政府は食用に適さない米は、本来は廃棄処分されるが「有効利用」を理由に、その一部を糊や接着剤など工業用原材料に限定して民間業者 17 者に 2003 年から 2007 年の 5 年間で汚染米を約 7,400 トン販売、このうち輸入米がほとんどであった。

輸入米の割合が多くなっているのは、自由貿易の拡大を目指して新しい貿易ルールを各国で取り決めた 1993 年の WTO のウルグアイ・ラウンド合意。ウルグアイ・ラウンドで日本は、輸入米に 778% の高い関税をかけて国内農家を保護する一方、一定量の米を中国、ベトナム、タイなどから輸入することが義務付けられた。これを「ミニマムアクセス米」と呼び、その輸入量は年間 77 万トンに上る。大阪の米加工販売会社「三笠フーズ」などが不正販売した汚染米はこのミニマムアクセス米で、輸入米が汚染米の供給源となった。

現在、大阪・福岡・熊本の警察による合同捜査が進行中であり、不正転売の実態解明が急がれるところであるが、要因として考えられるのが、①米の取扱いが許可制から届出制になった規制緩和が流通段階でブローカー的業者を産んでしまったこと、②日本の港で水揚げされる時の厚生労働省の検査不備、③流通段階での農林水産省の検査の甘さ等々ではないだろうか。

船場吉兆の事例は消費者に心理的不愉快を与え、今回のケースは愛飲家に対し心理的不安感を与えてしまったこと、酒類業界にとって大変な損害である。公正な流通を維持

する観点からまた我々の業界から変なブローカーみたいな業者を産まないためにも「酒類販売業の免許制度」、特に、卸の免許はぜひとも堅持されなければならない。

○ 平成 20 年 9 月ビール及び発泡酒等の出荷状況

(単位:kℓ・%)

区分 期間	9 月			1 ~ 9 月		
	当月数量	前年数量	前年比	本年数量	前年数量	前年比
ビール	244,562	255,843	95.6	2,352,462	2,522,088	93.3
発泡酒	117,857	138,022	85.4	1,071,108	1,152,967	92.9
小計	362,419	393,865	92.0	3,423,570	3,675,055	93.1
新ジャンル	133,014	108,102	123.0	1,053,300	926,509	113.7
計	495,433	501,967	98.7	4,476,870	4,601,564	97.3